

令和7年度首都圏出店事業（仮）参加事業者・取扱商品募集要項

■1 目的

「地球上でもっとも緑茶を愛する街」をコンセプトに、官民が一体となって首都圏でのプロモーション活動を展開することにより、本市の認知度向上や新たなファンを獲得し、事業者・生産者の販路拡大や市内への誘客促進を図る。

■2 主催

主催：島田市（担当：市長戦略部 広報プロモーション課）

■3 実施日

令和7年9月5日（金）から10月5日（日）までの1か月間
オープン時間（予定）：12:00～20:00

■4 会場

SHIMOKITA COLLEGE イベントスペース 面積：約40㎡（約8m×約5m）
（東京都世田谷区代田5丁目20-16）

※参考 昨年度、東京駅の「SQUARE ZERO」で開催した「推し活は茶畑で。」の会場面積は約270㎡



■5 募集内容

東京都世田谷区にある「SHIMOKITA COLLEGE」に出店する島田市緑茶化計画のポップアップショップにて販売やプロモーションする参加事業者及び商品を募集します。

会場は、「地球上でもっとも緑茶を愛する街」を前面に出した空間を演出し、商品販売コーナーやテイクアウトコーナーを設けます。また、観光案内やふるさと納税の紹介なども行う予定です。

■6 応募対象者

以下のすべてに該当する者であること。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (2) 現に事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- (3) 島田市が取り組む「プロモーション活動」に参画し、市と一緒に盛り上げる意欲があること。

なお、以下のいずれかに該当する者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等。

■7 参加事業者・募集商品

(1) 事業者が現地に参加し、販売やプロモーションを行う商品

下記のいずれかの商品を現地で1日以上、自ら販売又はプロモーションすることができる事業者の商品とします。

- ① お茶関連商品（緑茶、お茶請け、緑茶色、緑茶味、茶の葉柄等、緑茶に何かしら関連した商品）
- ② ①以外の本市産品（特産品、工芸品、食品、農産物、製造または加工した製品等）
- ③ 観光商品

※1日に付き、2事業者程度

(2) 商品のみのお品

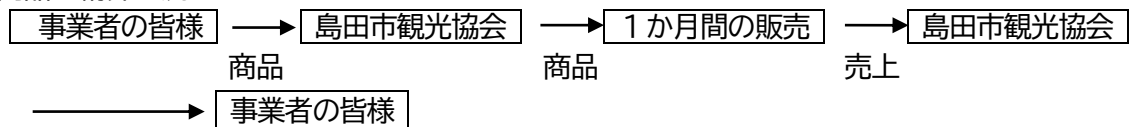
下記のいずれかの商品とします。

- ① お茶関連商品（緑茶、お茶請け、緑茶色、緑茶味、茶の葉柄等、緑茶に何かしら関連した商品）
- ② ①以外の本市産品（特産品、工芸品、食品、農産物、製造または加工した製品等）

■8 商品及び商品販売に関する要件

- ・商品は、島田市観光協会が原則、委託販売方式で取り扱いますが、島田市観光協会に対する手数料はありません。
- ・出品費用として、売上額より差し引く精算方式で、売上額の20%をイベント会場管理者にお支払いいただきます。

<商品・精算の流れ>



精算※・支払・商品

※精算…売上額－(売上額×20%)

※販売価格は、出品事業者により決定してください。

- ・試飲や試食は不可とします。
- ・試供品やチラシ、パンフレット等の配布は可能です。
- ・食品類は、「一括表示」の他に「栄養成分表示」を付けること。また、生産者名又は販売者名及びその住所の表示を付けること。
- ・賞味期限や搬入方法を加味して販売できるものに限りします。
- ・現地に冷蔵庫、冷凍庫の用意はありますが、スペースに限りがあります。
- ・PL法（製造物責任法）に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること。
- ・商品の品質管理（賞味期限等）、品質表示（法律で定める表示）等については、出品者の責任において適切な対応を行うこと。
- ・売上代金の支払いについて、振込手数料は、事業者負担とさせていただきます、支払金額より手数料を差し引いて入金させていただきます。

■9 商品の搬入・搬出

- ・販売する商品の運搬費は島田市が負担します。
- ・販売する商品は、島田市観光協会が別途指定する場所（市内）・日時までに納入してください。
- ・ただし、運搬する量及び冷蔵・冷凍品、こわれやすい商品の運搬については、個別に協議させていただきます。

- ・商品以外の資材・備品等の運搬についてはご相談ください。
- ・現地に事業者自ら搬入・搬出を行うことも可能です。ご相談ください。

■10 申込方法

出店希望者は、本募集要項の内容をよく確認し、【7月31日(木)17時】までに下記フォームより申し込み、またはメールにて申込書と商品の写真をお送りください。

URL：<https://logoform.jp/form/imZT/1127541>



■11 説明会

参加事業者及び取扱商品事業者を対象とした説明会及びワークショップを下記日程で予定しています。

開催日：8月6日（水） 午前10時～（1時間半程度）

場 所：島田市民総合施設おおり 3階第三多目的室

■12 商品の決定

- ・お茶関連商品に該当しない商品は、商品全体の30%を超えない範囲になることを目安に決定します。
 - ・応募多数の場合は、10種のコンセプトティー（缶・ティーバッグ）参画事業者、緑茶観光参画事業者、緑茶スイーツ参画事業者、しまだDE いっぱく参画事業者のいずれかに該当する事業者を優先のうえ、抽選にて参加事業者や商品を決定させていただきます。
 - ・現地で販売又はプロモーションを行う事業者の販売スペースや、商品展開・陳列スペースについては、出店者や販売商品数の状況に応じて調整させていただきます。
 - ・店頭に展開する商品については、スペースが限られているため、調整させていただく場合があります。
 - ・決定については、広報プロモーション課よりメールで連絡します。
- ※現地参加・出品ができなくなった場合には、速やかに広報プロモーション課まで連絡してください。

■12 その他

- ・旅費（交通費及び宿泊費等）は参加者の自己負担となります。
- ・本事業の成果の把握及び今後の取り組みの参考とするため、事業実施後に行う市からのアンケートにご協力ください。

島田市広報プロモーション課

電話：0547-36-7355

メール：kouhou@city.shimada.lg.jp